

第六五回

参第二号

最低賃金法（案）

（目的）

第一条 この法律は、賃金の低廉なすべての労働者について、健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

（全国一律最低賃金）

第三条 中央最低賃金委員会は、基準生計費（十八歳の労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な最小限の生計費として中央最低賃金委員会が算定した経費をいう。以下同じ。）の全国平均を基準として、全国一律に最低賃金を決定するものとする。

2 中央最低賃金委員会は、毎年一回、基準生計費の算定を行なうものとする。

第四条 中央最低賃金委員会は、前条第二項の規定による算定の結果基準生計費の全国平均が、同条第一項に規定する最低賃金の決定又は改正の決定の基準となつた基準生計費の全国平均に比して、当該基準となつた基準生計費の全国平均の百分の五以上増加しているときは、これに応じて当該最低賃金の改正の決定をしなければならない。

第五条 中央最低賃金委員会は、第三条第一項又は前条の規定による最低賃金の決定又は改正の決定をしたときは、すみやかにこれを労働大臣に通知しなければならない。

2 労働大臣は、前項の通知に係る最低賃金が適当でないと認めるときは、当該通知があつた日から起算して三十日以内に、理由を附して、中央最低賃金委員会に再審議を求めることができる。

3 中央最低賃金委員会は、前項の規定による再審議を求められたときは、当該最低賃金について改めて決定又は改正の決定をしなければならない。

4 第一項の規定は、前項の規定による中央最低賃金委員会の決定又は改正の決定については、適用しない。

（地域的最低賃金）

第六条 中央最低賃金委員会は、一定の地域における基準生計費が第三条第一項に規定する最低賃金の決定又は改正の決定の基準となつた基準生計費の全国平均に比して著しく高い場合において、同項に規定する最低賃金を適用することが不適当であると認めるときは、当該地域における基準生計費を基準として当該地域についての最低賃金の決定又は改正の決定をすることができる。

2 中央最低賃金委員会は、当該地域における基準生計費が、第三条第一項に規定する最

低賃金の決定又は改正の決定の基準となつた基準生計費の全国平均以下となつた場合には、当該最低賃金の廃止の決定をするものとする。

- 3 第五条の規定は、第一項の規定による最低賃金の決定又は改正の決定に準用する。
(労働協約に基づく産業別最低賃金)

第七条 最低賃金委員会は、一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、当該地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の全部に適用する最低賃金を決定することができる。

- 2 最低賃金委員会は、前項に規定する最低賃金について、当該最低賃金の決定の例により、改正の決定又は廃止の決定をすることができる。
3 第一項の規定による最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。
(最低賃金額)

第八条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

- 2 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、最低賃金委員会規則の定めるところにより、最低賃金額を定めることができる。
(公示及び発効)

第九条 中央最低賃金委員会は、第三条第一項若しくは第六条第一項の規定による最低賃金の決定又は第四条若しくは第六条第一項の規定による最低賃金の改正の決定をした場合において第五条第二項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による労働大臣の再審議の申し出がなかつたときは、すみやかに当該決定を公示しなければならない。

- 2 最低賃金委員会は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七条第一項の規定による最低賃金の決定、第五条第三項若しくは第七条第二項の規定による最低賃金の改正の決定又は第六条第二項若しくは第七条第二項の規定による最低賃金の廃止の決定をしたときは、すみやかに当該決定を公示しなければならない。
3 第三条第一項、第五条第三項、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による最低賃金の決定又は第四条、第五条第三項、第六条第一項若しくは第七条第二項の規定による最低賃金の改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（同条の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示

の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、第六条第二項又は第七条第二項の規定による最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、効力を生ずる。

（最低賃金の効力）

第十条 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

- 一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金
- 二 所定労働日以外の日の労働に対する賃金
- 三 所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に対する賃金
- 四 労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（現物給与等の評価）

第十一条 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（最低賃金の競合）

第十二条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第十条の規定を適用する。

（最低賃金の適用除外）

第十三条 次に掲げる労働者については、第十条の規定は適用しない。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者で政令で定めるもの
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行なわれる養成訓練を受ける者
- 四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の者で政令で定めるもの

（最低賃金委員会）

第十四条 労働省に、使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

- 2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。
- 3 地方最低賃金委員会の管轄区域は、各都道府県の区域とし、その名称及び位置は、政令で定める。
- 4 中央最低賃金委員会は、使用者委員十人、労働者委員十人及び公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員六人、労働者委員六人及び公益委員三人をもつて組織する。
- 5 使用者委員は、使用者の団体の推薦に基づいて、労働者委員は、労働組合の推薦に基づいて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。
- 8 最低賃金委員会に会長を置く。
- 9 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。
- 10 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。
- 11 会長に事故があるときは、あらかじめ第九項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。
- 12 最低賃金委員会に関する事務を処理させるため、最低賃金委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 13 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

(最低賃金委員会の権限)

第十五条 第七条に規定する最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事案及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案で中央最低賃金委員会が全国的に関連があると認めたものについては中央最低賃金委員会が行ない、一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案（中央最低賃金委員会の権限に属する事案を除く。）については、当該地方最低賃金委員会が行なう。

- 2 最低賃金委員会は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者（使用者の団体を含む。）労働組合その他の関係者に対して報告を求め、又は最低賃金委員会の委員若しくは職員に關係事業場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする最低賃金委員会の委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則制定権)

第十六条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に関し必要な事項については、最低賃

金委員会規則を定めることができる。

(生計費等の調査及び公表)

第十七条 中央最低賃金委員会は、毎年一回、政令の定めるところにより、労働者の生計費及び賃金に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(船員に対する適用除外)

第十八条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)については、この法律は適用しない。

(罰則)

第十九条 第十条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金法の廃止)

2 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)は、廃止する。ただし、船員については、船員法第五十九条に規定する法律の施行の日の前日までは、なおその効力を有する。(最低賃金に関する経過措置)

3 この法律による廃止前の最低賃金法(以下「旧法」という。)第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金(船員に係るものを除く。)で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、第三条第一項の規定による最低賃金が決定されるまでは、旧法の規定は、なおその効力を有する。

(労働基準法の一部改正)

4 労働基準法の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。

第一百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

5 出来高払制その他の請負制で使用する労働者に係る労働時間に応ずる一定額の賃金の

保障については、第三条第一項の規定による最低賃金が決定されるまでは、この法律による改正前の労働基準法（以下「旧労働基準法」という。）の規定は、なおその効力を有する。

（従前の行為に対する罰則の適用）

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三項の規定により旧法の規定が効力を有する間に旧法の規定に違反した行為及び前項の規定により旧労働基準法の規定が効力を有する間に旧労働基準法の規定に違反した行為に対するこれらの規定の失効後における罰則の適用についても、同様とする。

（国会職員法の一部改正）

7 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和四十六年法律第 号）」に改める。

（船員法の一部改正）

8 船員法の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

（最低報酬）

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に関しては、別に法律で定める。

（国家公務員法の一部改正）

9 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和四十六年法律第 号）」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

10 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を

「 公共企業体等労働委員会
最低賃金委員会 」

に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

11 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「最低賃金法」を「旧最低賃金法」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

12 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の三を次のように改める。

三十二の三 削除

第八条第一項第九号中「最低賃金及び」を削る。

第八条第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和四十六年法律第

号。最低賃金委員会の権限に関する規定を除く。)」に改める。

第十三条第一項の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十五条第一項中「、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

第十六条第一項ただし書を削り、同項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第十七条第一項中「、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

第二十条第一項中「公共企業体等労働委員会」を

「公共企業体等労働委員会
最低賃金委員会」

に改め、同条に次の二項を加える。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(労働組合法の一部改正)

13 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第十一条」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)第七条」に、「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長」を「最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。

(地方公務員法の一部改正)

14 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

15 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

16 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。

(家内労働法の一部改正)

17 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 家内労働に関する審議機関」を「第五章 家内労働審議会」に改める。

第四条第二項中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)」を削る。

第八条第一項中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方最低賃金審議会。第二十一条第二項におい

て同じ。)」を削り、「第十一条までにおいて「審議会」」を「「家内労働審議会」」に改め、同条第二項中「審議会」を「家内労働審議会」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「審議会」を「家内労働審議会」に改める。

第十一条第一項及び第三項中「審議会」を「家内労働審議会」に改める。

第十三条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。

「第五章 家内労働に関する審議機関」を「第五章 家内労働審議会」に改める。

第十九条の見出しを「(設置)」に改め、同条ただし書を削る。

第二十条の見出しを「(権限)」に改め、同条第一項中「中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会」を「家内労働審議会」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条の見出しを「(組織)」に改め、同条第一項及び第二項中「中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会」を「家内労働審議会」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十三条中「中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会)(以下「家内労働に関する審議機関」という。)」を「家内労働審議会」に改める。

第二十四条中「家内労働に関する審議機関」を「家内労働審議会」に改める。

附則第二条第一項中「中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)」を「家内労働審議会」に改める。

理 由

賃金の低廉なすべての労働者について、健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図るため、現行の最低賃金法を廃止し、新たに全国一律を原則とする最低賃金制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約九億円の見込みである。